

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

平成28年3月25日
福島県規則第28号

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に必要と認める図書)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「認定申請建築物」という。）が、知事が指定する機関により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた場合 当該機関が発行するその旨を証する書類（以下「技術的審査適合証」という。）
- 二 認定申請建築物（法の施行の際現に存する住宅部分に限る。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。）により日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合していると認められた場合 その旨を証する設計住宅性能評価書の写し
- 三 認定申請建築物（法の施行の際現に存する住宅部分を除く。）が、設計住宅性能評価書により表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級4に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していると認められた場合 その旨を証する設計住宅性能評価書の写し

(建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に必要と認める図書)

第2条 省令第七条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第36条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「適合認定申請建築物」という。）が、知事が指定する機関により法第2条第三号に掲げる基準に適合していると認められた場合 技術的審査適合証
- 二 法12条第6項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証、同法第7条の2第5項に規定する検査済証又は同法第18条第18項に規定する検査済証（以下これらを「検査済証」という。）の交付を受けている場合 適合判定通知書の写し及び検査済証の写し
- 三 省令第3条第2項に規定する通知書（以下「計画認定通知書」という。）及び検査済証の交付を受けている場合 計画認定通知書の写し及び検査済証の写し
- 四 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書（以下「低炭素計画認定通知書」という。）及び検査済証の交付を受けている場合 低炭素計画認定通知書の写し及び検査済証の写し

五 適合認定申請建築物（法の施行の際現に存する住宅部分に限る。）が、品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下単に「建設住宅性能評価書」という。）により表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5に適合していると認められた場合 その旨を証する建設住宅性能評価書の写し

六 適合認定申請建築物（法の施行の際現に存する住宅部分を除く。）が、建設住宅性能評価書により表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級4に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していると認められた場合 その旨を証する建設住宅性能評価書の写し

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に不要と認める図書）

第3条 省令第1条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第1条第一号に規定する技術的審査適合証を添えた場合 知事が指定する機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要とした図書

二 第1条第二号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）が表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合していることを確認するために必要とした図書

三 第1条第三号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 登録住宅性能評価機関が表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級4に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを確認するために必要とした図書

（建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に不要と認める図書）

第4条 省令第7条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、省令第1条第1項の表に掲げる図書（同表の（い）項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図を除く。）とする。

（工事完了報告）

第5条 知事は、法第31条第1項に規定する認定建築主が法第32条に規定するエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等に関する工事を完了した場合は、同条の規定により、知事が別に定める工事完了報告書により当該工事の完了について報告を求めるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。